

働き方改革の推進に関する 取り組みについて

四国地方整備局
企画部 技術管理課

1

四国地方整備局の管轄

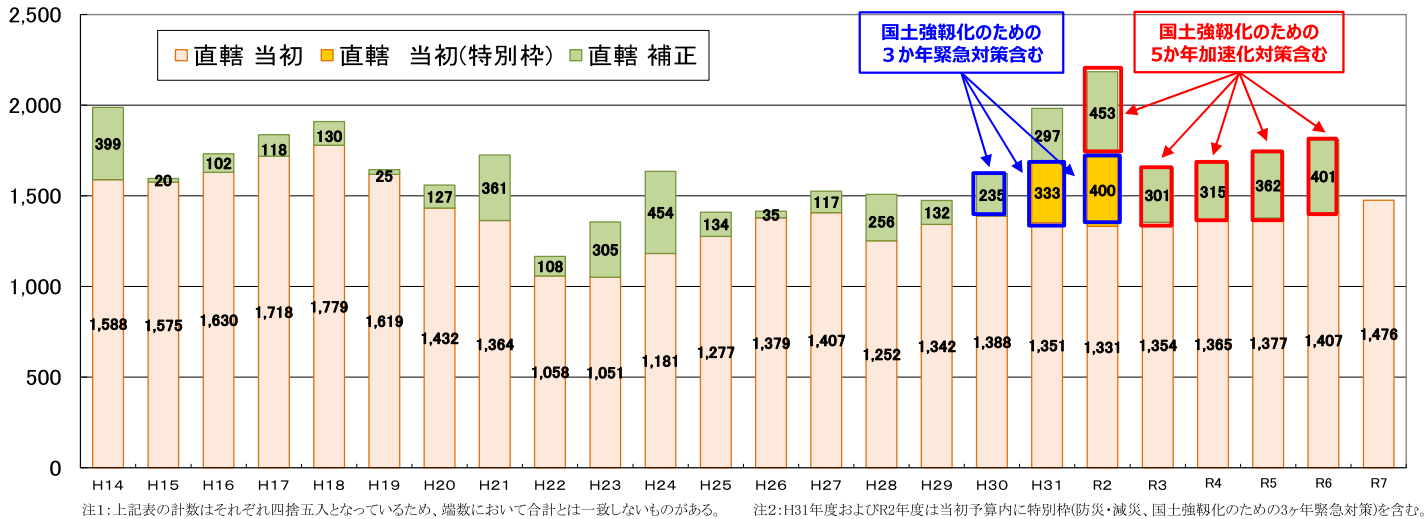
- 凡 例
- 四国8の字ネットワーク
 - 鉄道JR
 - 鉄道（その他）
 - 一級水系
 - 直轄海岸施工区域
 - 直轄ダム（管理）
 - 直轄ダム（改造・再生中）
 - 直轄ダム（建設中）
 - 重要港湾
 - 避難港
 - 空港・その他飛行場



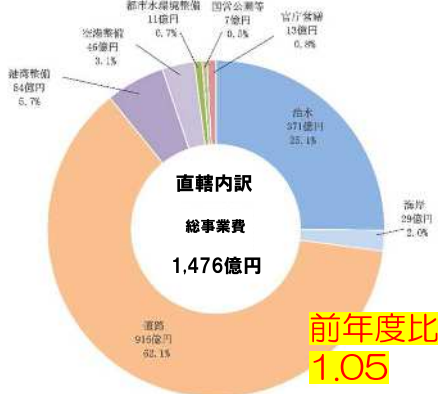
2

[億円]

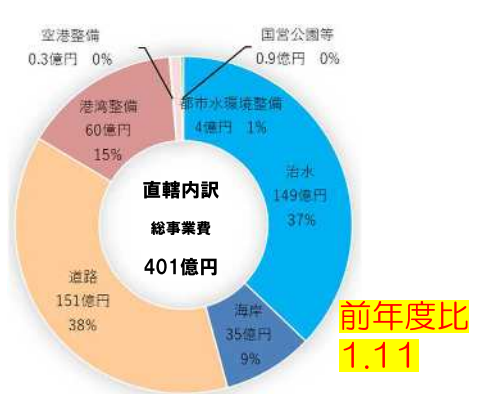
四国地方整備局の直轄事業予算の推移



令和7年度当初予算概要



令和6年度補正予算概要



3

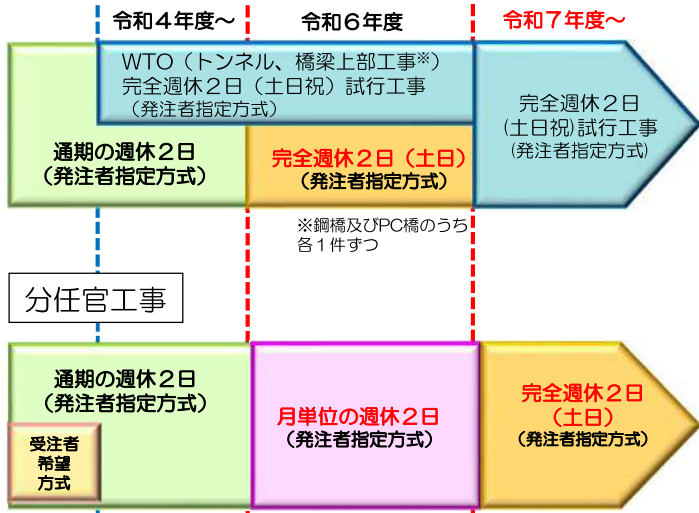
週休2日に関する取り組み【四国地方整備局】

令和7年度の実施方針

発注者指定方式(現場閉所)を基本に、令和7年度より本官工事は完全週休2日(土日祝)、分任官工事は完全週休2日(土日)とすることで、週休2日の「質の向上」を推進する。

※対象: 令和7年4月1日以降入札手続き(公告)を行うもの

本官工事



全ての工事を対象に、発注者指定方式で発注

【具体の取扱い】

1) 本官工事

・全ての工事を対象に、完全週休2日(土日祝)試行工事(発注者指定方式)とする。

2) 経常維持工事(河川維持・道路維持)

・全ての工事を対象に、完全週休2日交替制適用工事(発注者指定方式)とする。
・当面の間、「交替制」の実施タイプを受注者の希望により「現場閉所」に変更できる選択条項を設定することができる。

3) 災害復旧工事等

・全ての工事を対象に、完全週休2日(土日)工事(発注者指定方式)とする。
・当面の間、「現場閉所」の実施タイプを受注者の希望により「交替制」に変更できる選択条項を設定することができる。
・ただし、社会的要請や現場条件の制約等により現場閉所を行うことが困難な工事については、完全週休2日交替制適用工事(発注者指定方式)とし、実施タイプの選択条項は設定しない。

4) 上記以外の工事

・全ての工事を対象に、完全週休2日(土日)工事(発注者指定方式)とする。
・実施タイプの選択条項は設定しない。

◆経常維持工事(河川維持・道路維持)は、完全週休2日交替制適用工事(発注者指定方式)とする。

4

積算(補正係数)

週休2日適用工事(現場閉所)

対象工事

・週休2日交替制適用工事(社会的要請や現場条件の制約等により、現場閉所を行うことが困難な工事)以外の工事を対象とする。(完全週休2日試行工事を含む)

積算方法等

- 現場閉所率(%) = 現場閉所日 / 対象期間 (現場閉所率は小数第1位までとし、小数第2位を四捨五入とする。)
- ・完全週休2日(土日)とは、対象期間の全ての週において、現場閉所を土日に指定し、1週間に2日間以上の現場閉所を行う状態。
 - ・月単位の週休2日(4週8休以上)とは、対象期間内の全ての月毎の現場閉所日数の割合が、28.5%(8日/28日)の水準の状態。
※降雨、降雪等による予定外の現場閉所日についても、現場閉所日数に含めるものとする。
※暦上の土曜日・日曜日の閉所では28.5%に満たない月は、その月の土曜日・日曜日の合計日数以上に閉所を行っている場合に、4週8休(28.5%)以上を達成しているものと見なす。

■補正係数

・週休2日(4週8休以上)の確保に取り組む工事において、対象期間中の現場の閉所状況に応じて、以下のとおり、それぞれの経費に補正係数を乗じるものとする。(市場単価及び土木工事標準単価における週休2日の補正については別途)

補正係数	月単位の週休2日	完全週休2日(土日)
R7	労務費: 1.02 共通仮設費: 1.01 現場管理費: 1.02	労務費: 1.02 共通仮設費: 1.02 現場管理費: 1.03

※労務費における週休2日補正は、以下の労務単価を対象としている。
【公共工事設計労務単価(51種)、電気通信技術者、電気通信技術員、機械設備据付工】
※完全週休2日(土日)については、受注者の責によらない場合は代替日を設ける等の柔軟な対応を可能とする

■補正方法

- ・完全週休2日を達成した場合の補正係数を各経費に乗じたうえで予定価格を作成するものとする。
- ・現場閉所の達成状況を確認後、完全週休2日が未達成のものは月単位の週休2日の補正係数に変更するものとし、月単位の週休2日が未達成のものについては、月単位の週休2日の補正係数を除した変更を行うものとする。

積算(補正係数)

週休2日交替制適用工事

対象工事

- ・道路、河川等の公共性のある施設の維持管理工事等、緊急性が高く、年間を通じて作業が必要な工事
- ・社会的要請や現場条件の制約等により、現場閉所を行うことが困難な工事

積算方法等

- 平均休日率 (休日率は小数第1位までとし、小数第2位を四捨五入とする。)
- ・現場に従事した全ての技術者、技能労働者の休日確保状況を、休日率として算出する。
※対象となる技術者、技能労働者は、対象工事に1ヵ月以上従事する者とする。
 - ・対象者ごとに、休日日数の割合(対象期間における休日日数 / 対象期間の日数)を算出。
※工事着手日から工事完成日までを期間とするが、下請けの場合、工期日数は施工体制台帳上の工期から設定
 - ・全対象者の「休日日数の割合」を平均化し、「平均休日率」を算出。

■補正係数

・週休2日交替制適用工事において、対象期間内に現場に従事した技術者及び技能労働者の平均休日率に応じて、以下のとおり、それぞれの経費に補正係数を乗じるものとする。(市場単価及び土木工事標準単価における週休2日の補正については別途)

補正係数	月単位の週休2日	完全週休2日
R7	労務費: 1.02 現場管理費: 1.02	労務費: 1.02 現場管理費: 1.03

※労務費における週休2日補正は、以下の労務単価を対象としている。
【公共工事設計労務単価(51種)、電気通信技術者、電気通信技術員、機械設備据付工】

■補正方法

- ・完全週休2日交替制を達成した場合の補正係数を各経費に乗じたうえで予定価格を作成するものとする。
- ・現場閉所の達成状況を確認後、完全週休2日交替制が未達成のものは月単位の週休2日の補正係数に変更するものとし、月単位の週休2日が未達成のものについては、月単位の週休2日の補正係数を除した変更を行うものとする。

完全週休2日(土日)における代替日の指定について

※工事工程等による振替え

○完全週休2日(土日)における代替日の指定事例

受注者の責によらず土日に施工を行わざるを得ない場合は、事前に協議したうえで、土日に代わる現場閉所日(代替日)を指定することができる。

【イメージ】

黄色塗:現場閉所日(当初予定)
赤色塗:現場閉所日(代替日)

(例)
地元調整で、土日に作業が必要となったため、水曜日と金曜日を閉所(代替日)とした。

月	火	水	木	金	土	日
			1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28				

代替日を指定

※1週間の定義は「月曜日から日曜日まで」とし、代替日を指定する場合は同一の週で指定し、1週間に2日間以上の現場閉所を行うものとする
※突発的な事象により事前協議による代替日の指定が困難であり、受注者の責によらず土日作業を余儀なくされた場合、受発注者間で協議のうえ、当該土日を週休2日対象期間外とすることができる

週休2日に関する取り組み【四国地方整備局】

②-2 完全週休2日(土日祝)達成証明書交付の取り組みの試行【継続】

- 四国地方整備局発注の週休2日工事においては、令和2年度より、取り組みを達成した受注業者に対して「履行証明書」を交付。結果、令和6年度完了工事の完全週休2日(土日)達成率は約6割と、かなり浸透。
- 令和5年度から、完全週休2日の取り組みを達成した受注者に対して「完全週休2日達成証明書」を交付。＜完全週休2日を達成した全ての工事を対象＞
- また、令和5年度の総合評価から「達成証明書」を提出された企業の加点評価を行う。
- 令和6年度より、完全週休2日(土日祝)の達成率が100%の工事のみ、「完全週休2日(土日祝)達成証明書」の交付対象とする。(WLBに配慮した「完全週休2日(土日祝)」の試行も含む。)

総合評価

◆ 企業評価 (その他企業評価) で加点

令和4年度
週休2日
履行証明書

令和5年度
週休2日
履行証明書
完全週休2日
達成証明書

令和6年度
完全週休2日
(土日祝)
達成証明書

令和7年度
完全週休2日
(土日祝)
達成証明書
★達成率100%のみ

【交付】

週休2日 (4週6休、7休、8休) → 令和5年度未廃止 → 完全週休2日 (達成率100%・90%・80%) → 完全週休2日(土日祝) (達成率100%のみ)

【加点】

週休2日 (4週6休、7休、8休) → 令和5年度未廃止 → 完全週休2日 (達成率100%・90%・80%) → 完全週休2日(土日祝) (達成率100%のみ)

【企業評価：完全週休2日(土日祝)】
完全週休2日達成企業に
最大3点の加点評価

達成率100%
加点評価 3点

※取り組みを達成した受注者に対して「完全週休2日(土日祝)達成証明書」を交付。
※交替制適用工事で公告する工事では、「完全週休2日(土日祝)達成証明書」の評価を除く。
※令和5年度に交付した「完全週休2日達成証明書」は「完全週休2日(土日祝)達成証明書」として扱う。

＜令和6年度＞

【完全週休2日達成企業マーク】

- ★達成率100%を達成した企業
- ★取得した年度の翌年度1年間、社の広報に使用可能

2024年度

完全
週休2日
(土日祝)
達成

2 days off per week
完全週休2日達成企業

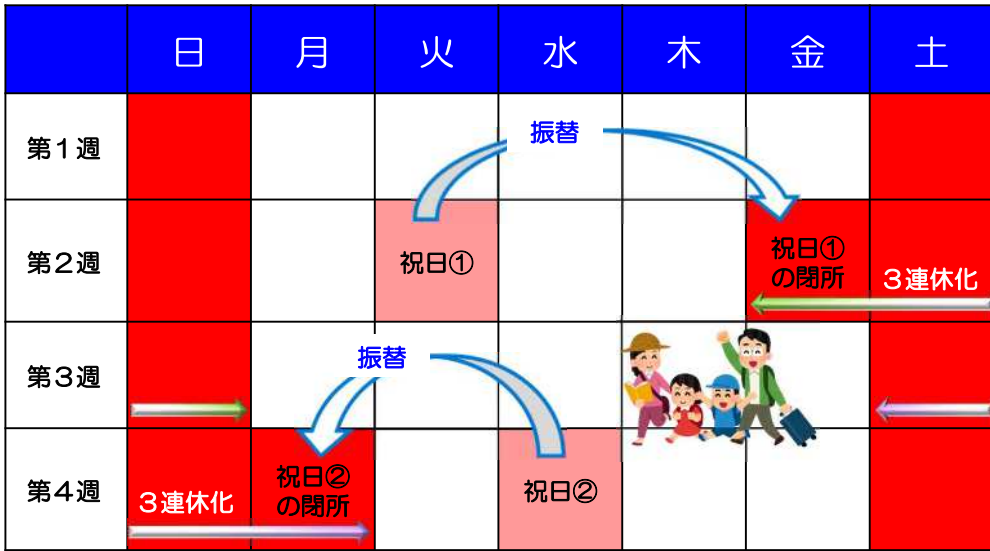
国土交通省
四国地方整備局

WLBに配慮した「完全週休2日（土日祝）」の試行【拡充】

令和6年度～

○完全週休2日（土日祝）については、WLBに配慮した魅力ある業界とするため、**火曜日～木曜日の祝日を月曜日or金曜日に振替え可能とし、3連休化する**ことで、「ゆとりあるプライベート時間を創出する」取り組みを行う。

【WLBに配慮した「完全週休2日（土日祝）」の振替イメージ】



- カレンダー通りとするか、振替とするかは選択可能。
- 振替を選択した場合でも、「完全週休2日（土日祝）達成証明書」の交付対象とする。
- 対象：令和6年4月1日以降に公告する案件
令和6年4月1日以降も施工中の既契約工事

9

工期設定のさらなる適正化

○ 適切な工期設定と工事工程表の公表

★更なる適正な工期設定の取り組みを推進するため「工期設定指針(R6.3)」を改定。

・発注者指定方式(現場閉所)の工事で実施。 ※発注者指定(交替制モデル)を除く。

(1) 工期設定に必要となる現場条件について、特記仕様書に明記する。

【特記仕様書記載例より】

①準備期間：●●日間(工種区分による日数を記載)

②後片付け期間：20日間

③雨天・休日等：●●日間
(休日等(土日、祝日、夏期休暇及び年末年始休暇)と悪天候等により作業が出来ない日数、
8時～17時までの間のWBGT値が31以上の時間を日数換算した日数)

④地元調整等による工事不可期間
令和●年●月●日から令和●年●月●日 ●日間

⑤・・・ ※必要に応じ記載

- (2) 設計変更に伴い工期延期する場合においても、**週休2日確保可能となるよう適切に変更**する。
- (3) 工期設定にあたっては、**原則「工期設定支援システム」を活用**する。
- (4) 発注者指定方式においては、条件明示の一環として、**工事工程表および施工パーティ数を見積参考資料として公表**する。

○ 条件明示の項目別チェックリストの公表

・発注者指定方式(現場閉所)の工事で実施。 ※発注者指定(交替制モデル)を除く。

(1) 発注者指定方式においては、条件明示の一環として、「土木工事施工条件明示の手引き(案)」記載の「**条件明示の項目別チェックリスト**」を見積参考資料として公表する。

工期変更等調整会議

- 更なる週休2日の取組みの充実を図ることを目的に、受注者から工期延長等の申し出があった場合には、「工期変更等調整会議」を設置するものとする。
- 週休2日の実施にあたって工程に支障となる案件の解決に向けて、初回から事務所幹部が出席し、受注者から直接事務所幹部に協議できる体制を構築することで、迅速な意思決定を行う。
- 週休2日（現場閉所）を実施する全ての工事を対象とする。

工期変更等調整会議とは・・・

【構成と出席者】

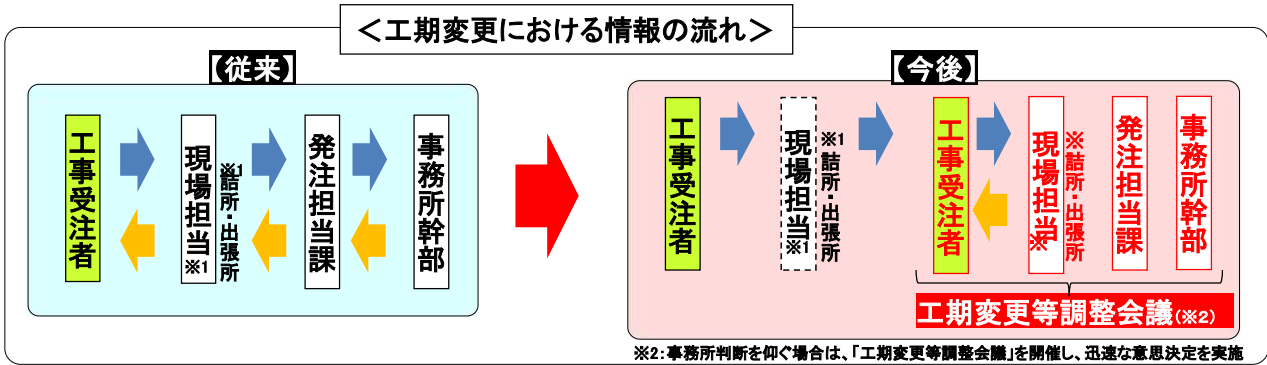
- 工事受注者：現場代理人、監理技術者、担当技術者 等
- 発注者：技術副所長、工事発注担当課長、主任監督員 等

【開催頻度（例）】

- 実施工程表作成時点（総括打合せ時点）
- 月1回開催を目安に、調整事項に合わせ実施
- 工期変更の必要が生じた場合
- 工事実施内容（工種・数量等）の変更が生じた場合

【取組内容】

- 取組計画の確認：現場閉所日の計画及び実施状況の確認
- 工程進捗に関する情報共有：工程進捗に関わる課題調整、クリティカルパス等の確認
- 課題解決に向けた対策検討：課題事項に関する実施対応者、実施時期などを明記し、進捗状況を確認
- 工期変更に関する協議
- 工事実施内容（工種の削減・数量削減・施工条件の変更等）に関する協議



受注業者の書類作成業務のさらなる負担軽減

R 6 年 4 月から時間外労働規制が建設業に適用されることを踏まえ、受注者（特に現場技術者）を対象に工事関係書類の業務削減に向けた5つの支援メニューを実施

直轄
工事
での
取組

「工事書類スリム化のポイント」の横展開

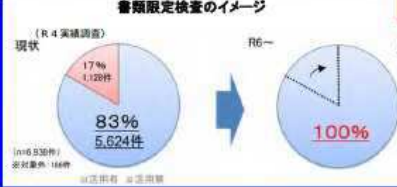
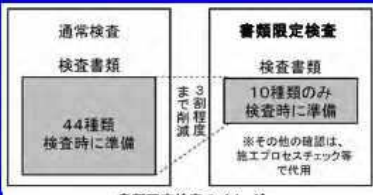


○「工事書類スリム化のポイント」等を盛り込んだ、ガイドライン・リーフレット等を作成し、受発注者の隅々まで展開

工事書類スリム化のポイント

- 工事書類の原則電子化（ASP活用）
- 受発注者間で作成書類の役割分担を明確化
- 作成・添付不要な書類の明確化
- 書類の二重作成・提出防止
- 検査書類限定型工事の活用
- 遠隔臨場を活用し、段階確認、材料確認、立会の効率化

「書類限定検査」（44→10種類）の原則化



○ 完成工事における工事検査書類を44種類から10種類に限定する工事を「原則、実施」することとし、「書類限定検査」として標準化

『2024働き方改革対応相談窓口（仮称）』の設置について

○ 各地方整備局のHP等に受注者等からの各種相談窓口
『2024働き方改革対応相談窓口（仮称）』を設置

地域	名称	設置場所	設置時期
高松	高松市建設業労働組合	高松市建設業労働組合	2024年4月
徳島	徳島県建設業労働組合	徳島県建設業労働組合	2024年4月
香川	香川県建設業労働組合	香川県建設業労働組合	2024年4月
愛媛	愛媛県建設業労働組合	愛媛県建設業労働組合	2024年4月
高知	高知県建設業労働組合	高知県建設業労働組合	2024年4月

各地の2024働き方改革対応相談窓口（仮称）一覧（イメージ）

書類関係業務の積算計上

○ 工事実施に必要な書類関係業務の外注に要する経費等を令和5年度諸経費動向調査において調査項目に明示的に新設し調査した上で、積算の更なる適正化を推進

自治
体と
の連
携

工事関係書類の標準様式の展開

- 国交省標準様式をHPで公表
- 都道府県・政令市との会議等を通じ、地域の実情を配慮した対応が図られるよう、九州沖縄ブロックの好事例の周知等、情報提供を行う



I 全国統一指標に関連する項目

1 週休2日対象工事の拡大【工事】

- ・週休2日の対象工事を拡大(国、県、市町村等)し、週休2日の取り組みを推進する。
- ・国・県・市町村等全機関連携し『全工事週休2日!』を目標に週休2日(土日閉所)を推進する。

※やむを得ず、休日が取れない場合は、振替や交替制などを検討

2 施工時期の平準化【工事】

- ・施工時期平準化のため、全機関において平準化率0.9以上を目指す。
- ・国・県・市町村等を含めた四国地域ブロック及び各県域単位の平準化率を公表(500万円以上)。
- ・小規模工事(500万円未満)を含めて、施工時期の平準化に努める。
- ・平準化推進のために「さ・し・す・せ・そ」の活用の継続実施に努める。
- ・各機関において関係部局で相互の緊密な連携を図り、平準化の推進に努める。

※ ㊟ 債務負担行為の活用、㊠ 柔軟な工期設定(余裕期間制度の活用)、㊡ 速やかな繰越手続、㊢ 積算の前倒し、㊣ 早期執行のための目標設定(執行率等の設定、発注見通しの公表)

II 地域独自指標に関連する項目

1 適正な設計変更について(設計変更ガイドラインの策定)【工事】

- ・市町村においても設計変更ガイドラインを策定し、適正な設計変更の取り組みを継続。

2 ICTを活用した工事、業務を普及させるための取り組み【工事、業務】

- ・全機関が、ICTを活用した取り組みを進めることにより、ICTの拡大を図る。
- ・発注者向けの講習会等開催の取り組みを継続しICTの浸透を図る。

III 受発注者(建設業)共通の課題への対応

1 魅力ある業界をPRする取り組み【広報・情報発信】

- ・週休2日やICT・最新技術の活用など、新しい建設業(現場)の魅力を各発注者から発信する。

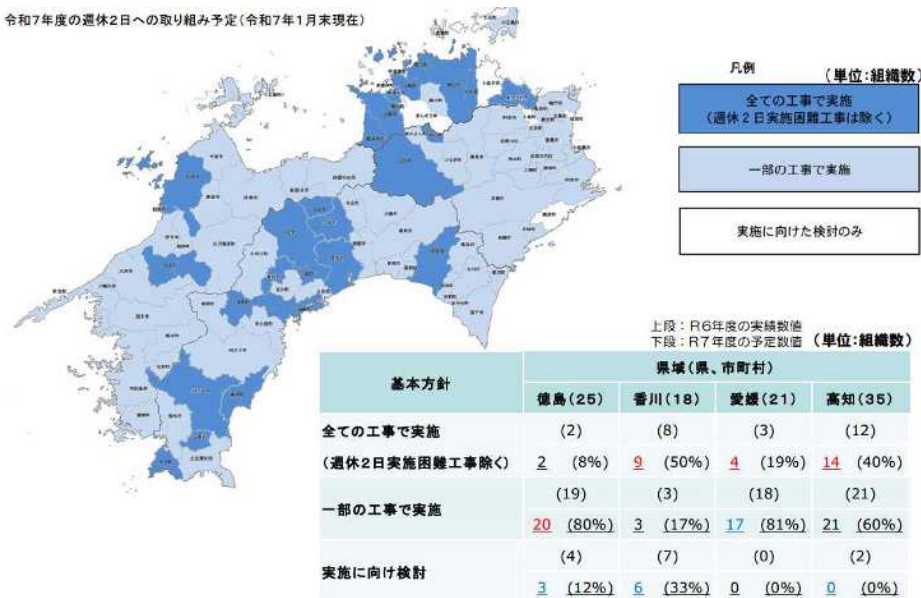
週休2日対象工事の拡大【工事】 四国品確協

■令和7年度 品確協の取り組み

令和7年度も継続して『週休2日』拡大に向けた取り組みを推進
令和7年度は各機関の一部実施を全工事実施に向け『週休2日対象工事を拡大』、
『全工事週休2日』を各機関で取り組む

◎対象工事の拡大(国、県、市町村等)
週休2日の取り組み推進

令和7年度の週休2日への取り組み予定(令和7年1月末現在)



◎『全工事週休2日』(目標R7d 全工事週休2日)
チラシ・ポスターでPR



※やむを得ず、休日が取れない場合は、振替や交替制などを検討

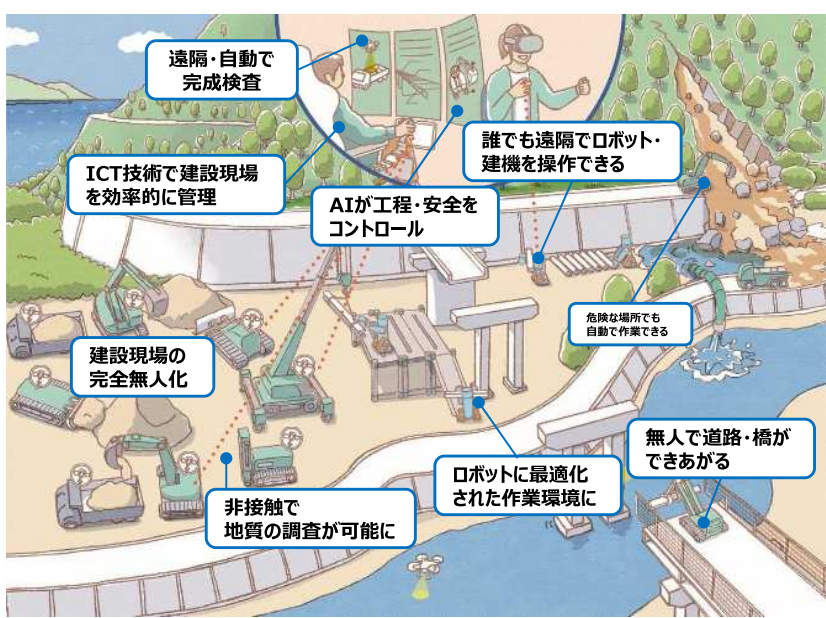
- インフラ分野のDXは、これまでの i-Construction の取組を中核とし、インフラ関連の情報提供やサービスを含めてDXによる活用を推進する「インフラの利用・サービスの向上」と、占用事業者を含め建設業界内外が、インフラを中心に新たな関連産業として発展させる「関連する業界の拡大や関わり方の変化」の2つの軸により、
- 建設現場の生産性の向上に加え、業務、組織、プロセス、文化・風土や働き方を変革することを目的とした取組み。



図6 i-Constructionとインフラ分野のDXの関係

i-Construction 2.0 (建設現場のオートメーション化)

建設現場のオートメーション化の実現に向け
i-Construction 2.0 を開始！
～①施工②データ連携③施工管理を3本柱としてオートメーション化の取組を推進～



i-Construction 2.0で実現を目指す社会(イメージ)

2040年度までに 実現する目標

省人化

- ・持続可能なインフラ整備・維持管理体制の構築
- ・少なくとも**省人化3割、すなわち生産性1.5倍**を実現

安全確保

- ・建設現場の**死亡事故を削減**

働き方改革・新3K

- ・屋外作業の**リモート化・オフサイト化**

令和7年度の重点取り組み

テーマ1：「地域建設業の担い手確保」

1. i-Construction2.0等の実践

- ・ 施工現場のオートメーション化、省人化に向けi-Con2.0やStage IIを進める必要。

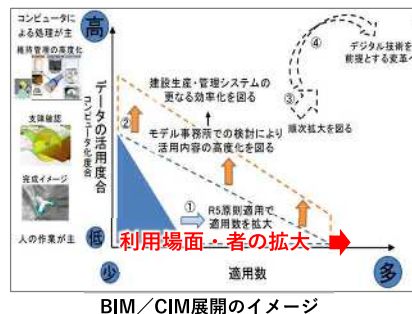
- ① 抜本的な生産性向上を実現するため、**大規模な土工の現場において、ICT施工Stage II相当の工事に取り組む**



2. BIM/CIM活用の実践

- ・ 令和5年度にBIM/CIM原則適用が始まり、業務・工事とも活用が増えているが、活用効果の発揮には、活用シーン等の拡大・職員が日常的に触れる機会が必要

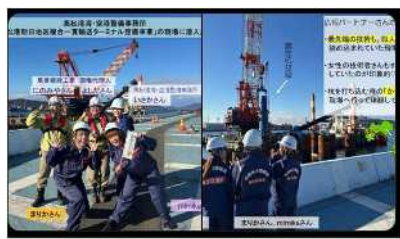
- ① 令和7年度は、**設計説明会、現場見学会、三者会議研修などの場でBIM/CIMを活用する**



3. 「見える（魅せる）現場」の設定

- ・ ICTやBIM/CIMなどは工事・業務単発での活用が多く、本来のデータ連携に生かせていない。

- ① **ICT/i-ConやBIM/CIMを集中的に取り組む事業・工区（地区）を各事務所等で設定し、データ連携の効果を発揮につなげる**
- ② 見学会や体験会等を通じ、**対外的に見せて行く**



オフィシャル広報パートナーによる発信



インフラDXモデル工事での参観日の様子

以上を各部会で取り組む。

四国内の“旬”な現場の紹介を通じ建設業の面白さを伝える

今が旬の推し現場「現場へ行こう！」

ホームページから見学の申込み

社会資本の役割や重要さ、建設業の面白さを伝えるため、普段入る事の出来ない工事現場やインフラ施設などを見学できる取り組みを実施しており、その一環で四国全体の現場と技術を調べられる「現場へ行こう！」ウェブページを作成。その中の“旬”な現場は、四国建設広報協議会の協力により国交省以外の現場も掲載している。

工事現場の中で“推し”の現場をピックアップして紹介する「今が旬の推し現場」というコンテンツを新たに設けている。さあ「現場へ行こう！」



現場へ行こう! サイト



現場へ行こう! ログマーク

四国地方整備局オフィシャル広報パートナー制度

社会インフラが果たす役割や社会資本整備の意義、建設産業の魅力等について、SNS等を通じてわかりやすく情報発信してもらい、四国における建設産業の担い手確保につなげることを目的として、四国地方整備局オフィシャル広報パートナーを設置。



四国地方整備局オフィシャル広報パートナーロゴマーク



女性が活躍する建設現場を紹介



インフルエンサーによる現場紹介

現場へ行こう! ホームページ

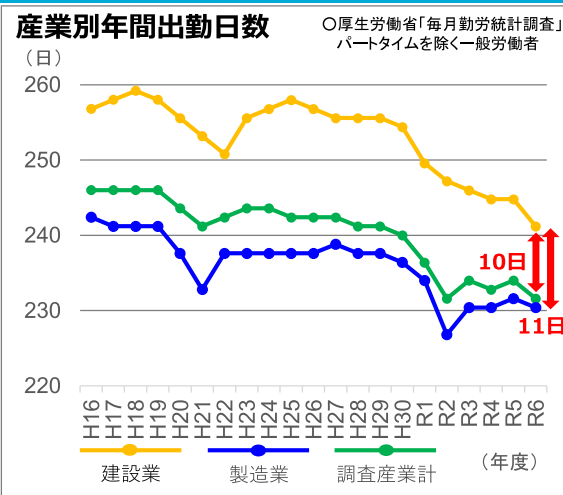
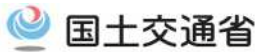
改正建設業法等について

国土交通省 四国地方整備局 建政部



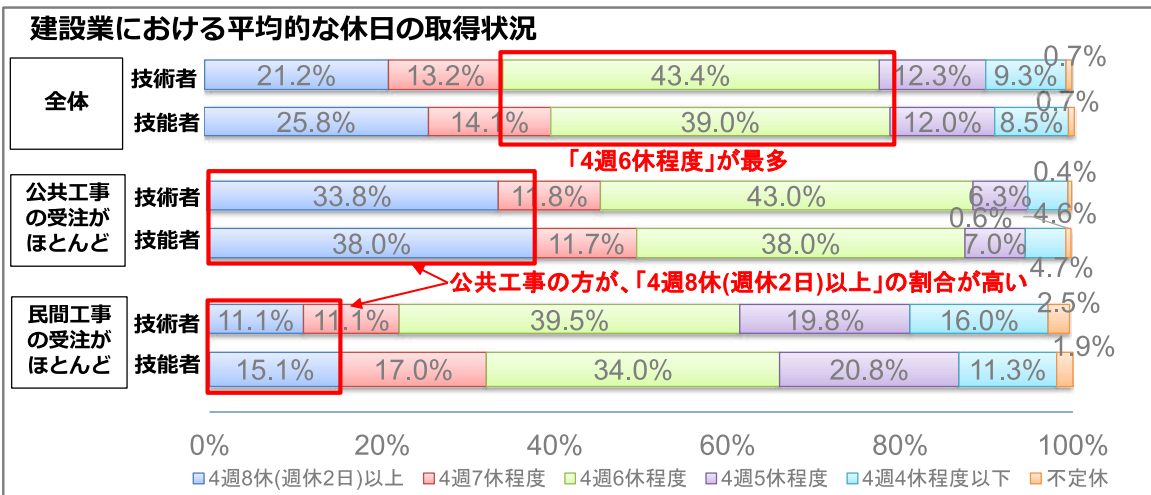
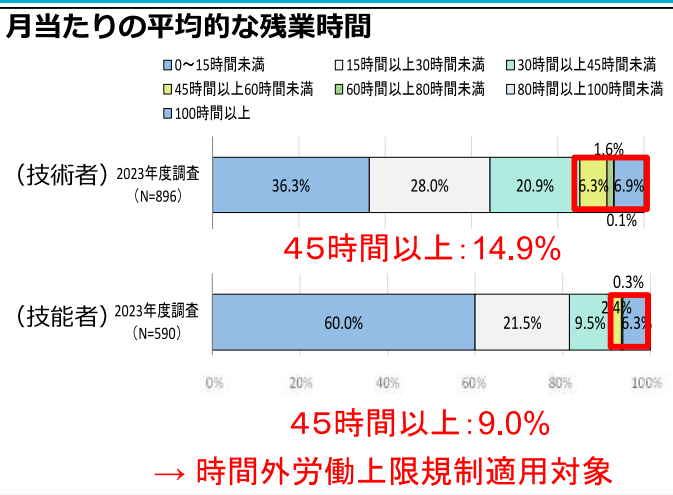
Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

建設産業における働き方の現状



建設業について、
年間の出勤日数は全産業と比べて10日多い。また、年間の総実労働時間は全産業と比べて48時間長い。

出典：厚生労働省「毎月勤労統計調査」
年度報より国土交通省作成



(出典)適正な工期設定等による働き方改革の推進に関する調査(令和5年度)国土交通省
※回答数は技術者・技能者を直接雇用している企業数

技術者・技能者ともに4週8休(週休2日)の確保ができていない場合が多い。

出典：国土交通省「適正な工期設定による働き方改革の推進に関する調査」
(令和6年8月6日公表)

建設業法及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の一部を改正する法律(概要)

令和6年法律第49号
令和6年6月14日公布

背景・必要性

- 建設業は、他産業より賃金が低く、就労時間も長い⁽¹⁾ため、担い手の確保が困難。

(参考1) 建設業の賃金と労働時間

建設業※ 432万円/年 (▲15.0%)
全産業 508万円/年

2,018時間/年 (▲3.1%)
1,956時間/年

(参考2) 建設業就業者数と全産業に占める割合()内

[H9] 685万人(10.4%) ⇒ [R5] 483万人(7.2%)

出典：総務省「労働力調査」を基に国土交通省算出

※賃金は「生産労働者」の値

出典：厚生労働省「賃金構造基本統計調査」(令和5年)

出典：厚生労働省「毎月勤労統計調査」(令和5年度)

- 建設業が「地域の守り手」等の役割を果たしているよう、時間外労働規制等にも対応しつつ、処遇改善、働き方改革、生産性向上に取り組む必要。

処遇改善

労務費へのし寄せ防止

働き方改革

生産性向上

賃金の引上げ

資材高騰分の転嫁

労働時間の適正化

現場管理の効率化

担い手の確保

持続可能な建設業へ

概要

1. 労働者の処遇改善

- 労働者の処遇確保を建設業者に努力義務化

→ 国は、取組状況を調査・公表、中央建設業審議会へ報告

- 標準労務費の勧告

→ 中央建設業審議会が「労務費の基準」を作成・勧告

- 適正な労務費等の確保と行き渡り

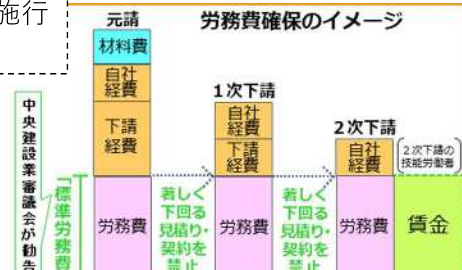
・ 著しく低い労務費等による見積りや見積り依頼を禁止

→ 国土交通大臣等は、違反発注者に勧告・公表(違反建設業者には、現行規定により指導監督)

- 原価割れ契約の禁止を受注者にも導入

黄色部分：本年12月までの施行
それ以外：昨年中に施行

昨年施行により中建業に作成権限が付与され、現在基準を作成中



2. 資材高騰に伴う労務費へのし寄せ防止

- 契約前のルール

・ 資材高騰など請負額に影響を及ぼす事象(リスク)の情報は、受注者から注文者に提供しよう義務化

・ 資材が高騰した際の請負代金等の「変更方法」を契約書記載事項として明確化

- 契約後のルール

・ 資材高騰が顕在化した場合に、受注者が「変更方法」に従って契約変更協議を申し出たときは、注文者は、誠実に協議に応じる努力義務※

※公共工事発注者は、誠実に協議に応ずる義務

3. 働き方改革と生産性向上

- 長時間労働の抑制

・ 工期ダンピング対策を強化(著しく短い工期による契約締結を受注者にも禁止)

- ICTを活用した生産性の向上

・ 現場技術者に係る専任義務を合理化(例、遠隔通信の活用)

・ 国が現場管理の「指針」を作成(例、元下間でデータ共有)

→ 特定建設業者※や公共工事受注者に効率的な現場管理を努力義務化 ※多くの下請業者を使う建設業者

・ 公共工事発注者への施工体制台帳の提出義務を合理化(ICTの活用で施工体制を確認できれば提出を省略可)



技術者が、カメラ映像を確認し、現場へ指示



タブレットを用いて情報共有を円滑化

法改正事項：働き方改革と生産性向上

国土交通省

(1) 働き方改革

① 工期ダンピング※対策を強化

※ 通常必要な工期よりも著しく短い工期による契約
中央建設業審議会が「工期の基準」を作成・勧告

- 新たに受注者にも禁止

(現行) 注文者は、工期ダンピングを禁止

(参考) 工期不足の場合の対応

1位	作業員の増員	25%
2位	休日出勤	24%
3位	早出や残業	17%

4割超

(出典) 国土交通省「適正な工期設定等による働き方改革の推進に関する調査」(令和4年度)

→ 違反した建設業者には、指導・監督

② 工期変更の協議円滑化

- 受注者は、資材の入手困難等の「おそれ情報」を注文者に通知する義務

(注) 不可抗力に伴う工期変更は、契約書の法定記載事項(現行)

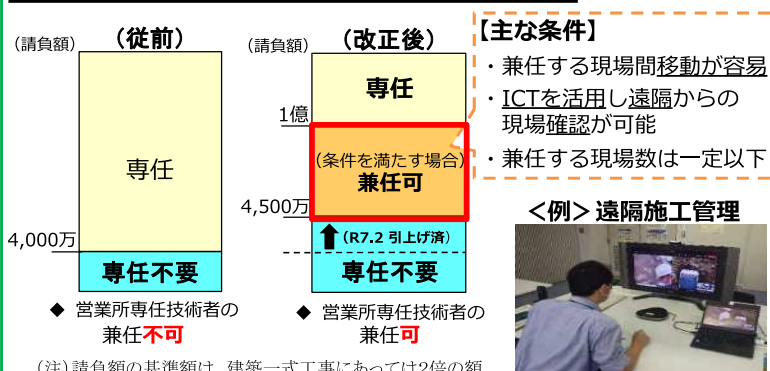
- 上記通知をした受注者は、注文者に工期の変更を協議できる。

→ 注文者は、誠実に協議に応ずる努力義務※

※ 公共発注者は、協議に応ずる義務

(2) 生産性向上

① 現場技術者の専任義務の合理化



◆ 営業所専任技術者の兼任不可

◆ 営業所専任技術者の兼任可

(注) 請負額の基準額は、建築一式工事にあつては2倍の額

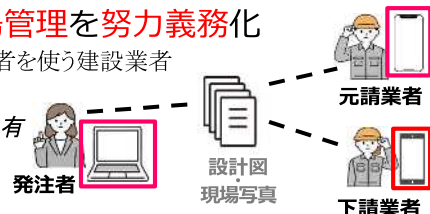
② ICTを活用した現場管理の効率化

- 国が現場管理の「指針」を作成

→ 特定建設業者※や公共工事受注者に対し、効率的な現場管理を努力義務化

※多くの下請業者を使う建設業者

<例> 元下間のデータ共有



- 公共発注者への施工体制台帳の提出義務を合理化(ICT活用で確認できれば提出は不要に)

- 「工期に関する基準」は、適正な工期の設定や見積りにあたり発注者及び受注者（下請負人を含む）が考慮すべき事項の集合体であり、建設工事において適正な工期を確保するための基準である（令和2年7月作成）。
- 令和6年4月からの建設業の時間外労働規制適用を踏まえ、規制の遵守の徹底を図るべく、同年3月に同基準を改定。

第1章 総論

- (1) 背景
- (2) 建設工事の特徴
- (3) **建設工事の請負契約及び工期に関する考え方**
- (4) 本基準の趣旨
- (5) 適用範囲
- (6) **工期設定における受発注者の責務**

・本基準を踏まえた適正な工期設定は、契約変更でも必要。

・受発注者間のパートナーシップ構築が各々の事業継続上重要。

・受注者は、契約締結の際、**時間外労働規制を遵守した適正な工期**による**見積りを提出**するよう努める。

・発注者※は、受注者や下請負人が**時間外労働規制を遵守できる工期設定に協力し、規制違反を助長しないよう十分留意**する。

・発注者※は、受注者から、時間外労働規制を遵守した適正な工期による**見積り**が提出された場合、**内容を確認し、尊重**する。

※下請契約における注文者も同じ

第2章 工期全般にわたって考慮すべき事項

- (1) **自然要因**
- (2) **休日・法定外労働時間**
- (3) **イベント**
- (4) 制約条件
- (5) 契約方式
- (6) 関係者との調整
- (7) 行政への申請
- (8) **労働・安全衛生**
- (9) 工期変更
- (10) その他

・**自然要因（猛暑日）における不稼働**を考慮して工期設定。

・十分な工期確保や交代勤務制の実施に**必要な経費は請負代金の額に反映**する。

・勤務間インターバル制度は、安全・健康の確保に有効。

第3章 工程別に考慮すべき事項

- (1) **準備**
- (2) **施工**
- (3) **後片付け**

第4章 分野別に考慮すべき事項

- (1) **住宅・不動産**
- (2) **鉄道**
- (3) **電力**
- (4) **ガス**

第5章 働き方改革・生産性向上に向けた取組について（優良事例集）

・会社指揮下における現場までの移動時間や、運送業者が物品納入に要する時間も労働時間に含まれ、適切に考慮して工期を設定。

・資材の納入遅延や高騰は、サプライチェーン全体で転嫁する必要。

第6章 その他

- (1) 著しく短い工期と疑われる場合の対応
- (2) **建設資材価格高騰を踏まえた適切な価格転嫁の対応**
- (3) 基準の見直し

・各業界団体の取組事例等を更新。

4

【参考】適正工期確保ガイドブック

四国地方整備局HP＞建政部＞産業行政＞（建設業）法令遵守と監督処分＞「適正工期確保ガイドブック」

「工期に関する基準」や適正工期のあり方について受注者や発注者の皆様へわかりやすく解説しています。

消費税の転嫁を拒否された事業者等からの電話相談等を受け付けます。
詳細は以下のサイトをご覧ください。

[【消費税転嫁対策相談窓口の設置について（本省）】](#)

○消費税軽減税率制度関連

国税庁によるインボイス制度特設サイトが開設されています。
詳細は以下のサイトをご覧ください。



[【インボイス制度に関わる各省庁等の相談窓口一覧\(国税庁\)】](#)

○工期に関する基準

適正な工期設定のための基準について提示しています。
詳細は以下のサイトをご覧ください。

[【工期に関する基準（本省）】](#)

[【適正工期確保ガイドブック】](#)

○監督処分基準について

建設業法に違反した建設業者に対しては厳正な対処と処分を行っています。

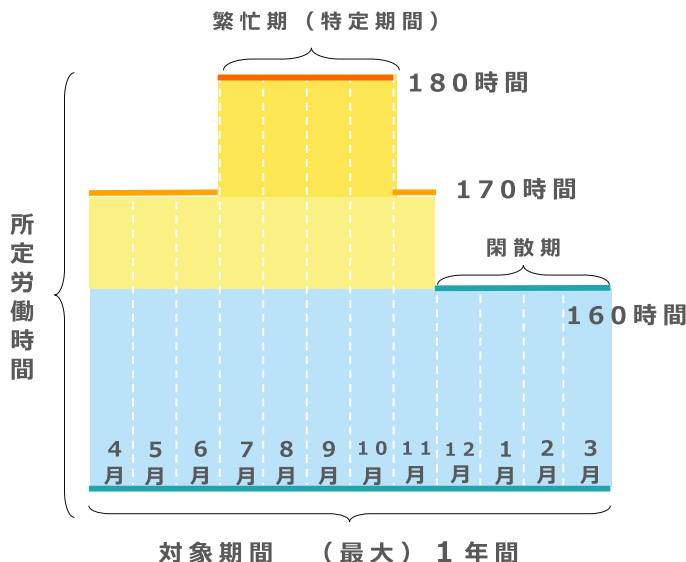


5

- 特定の季節(夏季・冬季など)、特定の月で業務の繁閑が大きい場合には、1年単位の変形労働時間制を用いることが効果的。
- 繁忙期の所定労働時間を長くする代わりに、閑散期の所定労働時間を短くするといったように、業務の繁閑に応じて、工夫しながら労働時間の配分を行い、労働時間の短縮を図る。導入に当たっては、就業規則への規定、労使協定の締結(届出)が必要。

制度イメージ

対象期間を平均して、労働時間は **1週40時間** まで



シフト作成のルール

- 労働日と労働日ごとの労働時間をあらかじめ労働者に示す
対象期間を1か月ごとに区分し、各期間の初日の30日前までに、その期間中の労働日・労働時間を示すことも可
- 労働日数は **年間280日** まで
- 労働時間は **1日10時間、1週52時間** まで
ただし、①労働時間が48時間を超える週は連続3回まで
②対象期間を3か月ごとに区分した各期間で、労働時間が48時間を超える週は3回まで
- 連続労働日数は対象期間では **6日** まで
特定期間では **12日** まで(1週1回の休日を確保)

積雪地域の特例

豪雪地帯対策特別措置法第2条第1項に基づき、
豪雪地帯・特別豪雪地帯の指定を受けた道府県・市町村における
建設業法第2条第1項に規定する建設工事に係る屋外作業の業務
⇒上記①②の **1週48時間** についての制限がかからない

6

【参考】建設業における1年単位の変形労働時間制の活用について(協力依頼)

事務連絡
令和7年6月24日

建設業団体 各位

厚生労働省労働基準局
労働条件政策課
監督課
国土交通省不動産・建設経済局
建設業課

建設業における1年単位の変形労働時間制の活用について(協力依頼)

日頃より、労働基準行政及び建設業行政の運営について、格別の御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、この度、厚生労働省において、新たに別添のパフレット「建設業における1年単位の変形労働時間制のポイント」を作成いたしました。

1年単位の変形労働時間制とは、季節によって業務に繁閑が大きい場合に、繁忙期に長い時間を設定し、閑散期に短い労働時間を設定するなど、年間を通じて労働時間を効率的に配分することで、総労働時間の短縮を図ることを目的とした制度です。建設業においては、猛暑や寒冷・多雪地域における冬季休止期間など自然的要因における不稼働期間が想定される場合に、同制度を活用することにより他の期間の労働時間を柔軟に設定することが可能となります。

つきましては、別添のパフレットについて、各会員に対する周知の御協力をお願いいたします。

また、建設業の時間外労働の上限規制に関するQ&Aにつきましても、厚生労働省のホームページに掲載しておりますので、こちらも併せて御覧いただきますようお願いいたします。

(参考)

・建設業の時間外労働の上限規制に関するQ&A(令和5年7月6日公表)

<https://www.mhlw.go.jp/content/001115877.pdf>

・建設業の時間外労働の上限規制に関するQ&A(追補版)(令和7年6月19日更新)

<https://www.mhlw.go.jp/content/001505976.pdf>

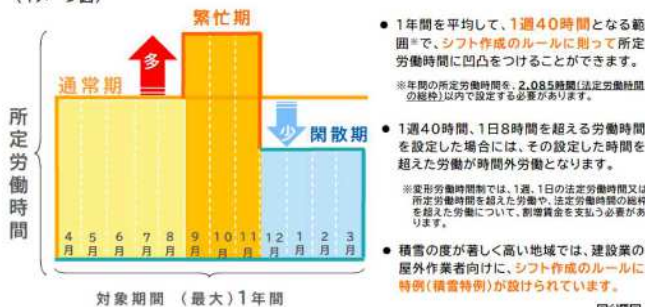
建設業の事業主の皆さまへ

建設業における 1年単位の変形労働時間制のポイント

1年単位の変形労働時間制とは、季節によって業務に繁閑が大きい場合に、繁忙期に長い労働時間を設定し、閑散期に短い労働時間を設定するなど、年間を通じて労働時間を効率的に配分することで、総労働時間の短縮を図ることを目的とした制度です。

1 1年単位の変形労働時間制の概要

(イメージ図)



2 シフト作成のルール

- ① 労働日数は **年間280日** まで
- ② 連続労働日数は原則 **6日** まで(特に繁忙な場合は **12日** まで)
- ③ 労働時間は **1日10時間、1週52時間** まで
- ④ 労働時間が48時間を超える週は **連続3回** まで
- ⑤ 対象期間を3か月ごとに区分した各期間で、労働時間が48時間を超える週は **3回** まで

積雪の度が著しく高い地域は
こちらをご確認ください

積雪特例でも
同様です

積雪特例では
適用されません

勤務カレンダー例① 夏に猛暑が続く地域の場合(その1)

猛暑の時期は1週の所定労働時間を30時間まで減らし、
秋～年度末を繁忙期として1週の所定労働時間を48時間とする場合



※本カレンダーはあくまでも一例であり、降雪期、繁忙期には他にも様々な所定労働時間を設定することが考えられます。

勤務カレンダー例② 夏に猛暑が続く地域の場合(その2)

週休2日を確保しつつ、猛暑の時期は1週の所定労働時間を20時間まで減らし、
秋～年度末を繁忙期として1週の所定労働時間を47.5時間とする場合



※本カレンダーはあくまでも一例であり、降雪期、繁忙期には他にも様々な所定労働時間を設定することが考えられます。

8

働き方改革の実現に向けた効率的な建設工事の促進(モデル事業事例集)

- 建設業における罰則付き時間外労働上限規制が令和6年4月より適用。一層の効率化・生産性向上が急務。
- 発注者、元請、専門工事業者を含めた多様な関係者と連携して実施した効率的な建設工事の促進に係るモデル事業の取組を事例集としてとりまとめ。

国土交通省

今求められる
建設工事の効率化による
働き方改革の実現とは

働き方改革の実現に向けた
効率的な建設工事の促進事業



事業概要
建設業は、社会基盤の柱であり、国・地方自治体は地域社会の発展を支える重要な役割を果たしています。しかし、若い世代の人口減少、建設業の減少が続いており、建設業が抱える課題が深刻化しています。働き方改革や生産性向上の実現が急務です。また、令和6年4月より罰則付き時間外労働上限規制が適用され、建設工事現場の効率化が求められます。国土交通省では効率的な建設工事の実現に向けた取り組みを支援し、その成果を事例集として取りまとめました。事例集の詳細はWEBサイトでご覧いただけます。

カテゴリについて

本事業における各モデル事業者の取組内容について、大きく4つのカテゴリに分類しております。本事例集を参考いただく際の索引としてご活用ください。

現場ICT(以下、「現場ICT」とする。)

工事施工におけるICT機器やデジタルデータの利活用等により、現場作業の生産性向上を図る取組

機能配置の見直し(以下、「機能配置」とする。)

建設ディレクターの活用や外注業者への業務委託により、現場での書類作成や写真整理等にかかる業務負担の平準化を図る取組

作業場・駐車場・宿舍等確保(以下、「スペース確保」とする。)

現場外に作業場としてのスペースや現場内に重機等を駐車できるスペースを確保することにより、現場作業の効率化を図る取組

バックオフィスシステム(以下、「BOシステム」とする。)

工程管理システムや原価管理システム等の導入により、バックオフィス業務の効率化を図る取組

目次

事例No.	事業名	事業者	カテゴリ				ページ
			現場ICT	機能配置	スペース確保	BOシステム	
01	建設工事業株式会社	建設ディレクターや工事監理業務システムを活用し、業務効率化を図る取組	○	○	○	○	P05
02	株式会社 富士山	「建設現場」の活用により、現場作業の効率化を図る取組	○	○	○	○	P12
03	株式会社 大井	現場外に作業場としてのスペースを確保することによる作業効率化を図る取組	○	○	○	○	P14
04	株式会社 山崎	工程管理システムや原価管理システム等の導入により、バックオフィス業務の効率化を図る取組	○	○	○	○	P18

全体版はこちらから ↓

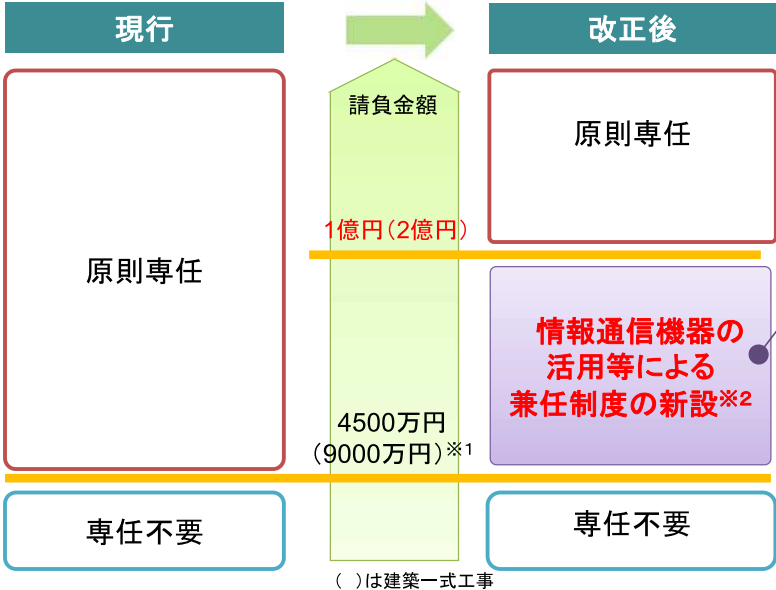
https://www.mlit.go.jp/tochi_fudousan_kensetsugyo/const/tochi_fudousan_kensetsugyo_const_fr1_000001_00074.html

「働き方改革の実現に向けた効率的な建設工事の促進事業」で検索

法改正事項:現場技術者(主任技術者・監理技術者)の専任の合理化(専任工事現場の兼任)

令和6年12月13日施行

- 建設工事に置くことが求められている主任技術者又は監理技術者について、請負金額が一定金額以上の場合には、工事現場毎に専任で置くこととされている。(建設業法第26条第3項)
- 今般、生産性向上に資するため、情報通信機器を活用する等の一定の要件に合致する工事に関して、兼任を可能とする制度を新設。(建設業法第26条第3項第1号、第4項)



※1: 近年の建設工事費の高騰に伴い、金額を引上げ済(施行日:令和7年2月1日)

※2: 主任技術者・監理技術者に適用可能

補足: 上図中「原則専任」について、「監理技術者を補佐する者」(註)を工事毎に専任で置く場合には、同一の監理技術者が2現場まで兼任可能(主任技術者は適用不可)。この制度は改正後も引き続き活用可能。

注:「主任技術者の要件を有し、かつ、1級技士補の者」又は「監理技術者の要件を有する者」(一部業種は後者のみ、詳細は監理技術者制度運用マニュアル参照)

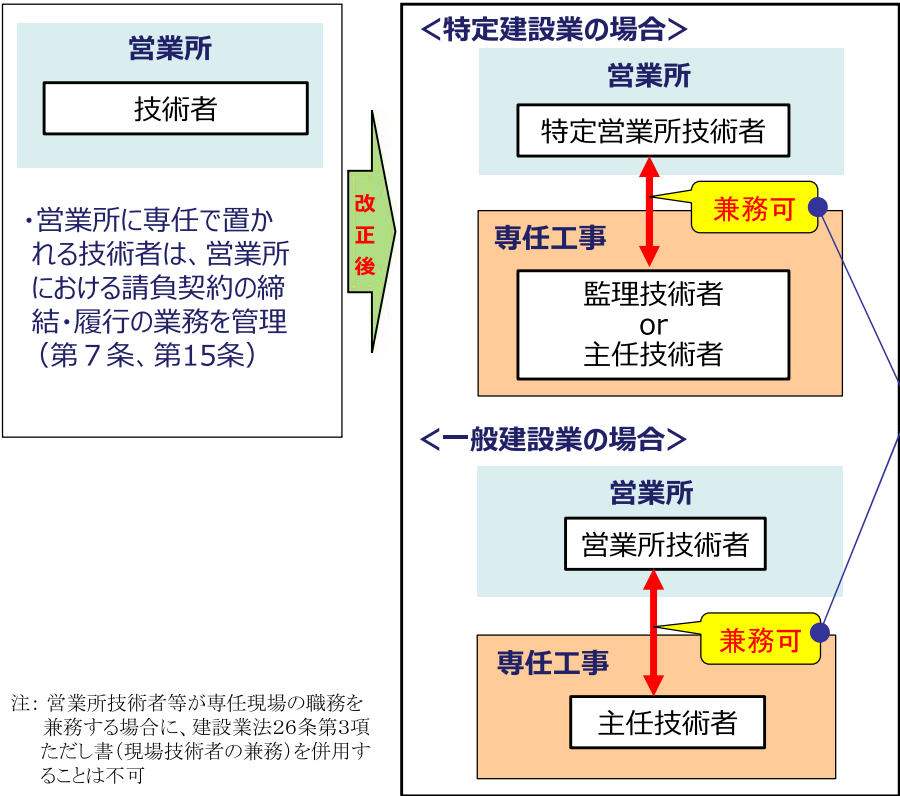
- 【兼任の要件】(全てに適用する必要)**
- ①請負金額(政令)
1億円(建築一式工事の場合は2億円)未満
 - ②兼任現場数(政令)
2工事現場以下
 - ③工事現場間の距離(省令)
1日で巡回可能かつ移動時間が概ね2時間以内
 - ④下請次数(省令)
3次まで
 - ⑤連絡員の配置(省令)
監理技術者等との連絡その他必要な措置を講ずるための者を配置
(土木一式工事又は建築一式工事の場合は、当該建設工事の種類に関する実務経験を1年以上有する者)
 - ⑥施工体制を確認する情報通信技術の措置(省令)
 - ⑦人員の配置を示す計画書の作成、保存等(省令)
(補足)計画書の参考様式を国土交通省HPに掲載
 - ⑧現場状況の確認のための情報通信機器の設置(省令)

国会付帯決議を踏まえ、今後施行状況の調査を予定

法改正事項:現場技術者(主任技術者・監理技術者)の専任の合理化(営業所技術者等の専任現場兼務)

令和6年12月13日施行

- 営業所毎に専任で置くことが求められている者(営業所技術者等)に関して、今般、生産性向上に資するため、情報通信機器を活用する等の一定の要件に合致する専任工事について、営業所技術者等が当該工事の主任技術者等の職務を兼務できる改正を実施(建設業法第26条の5)



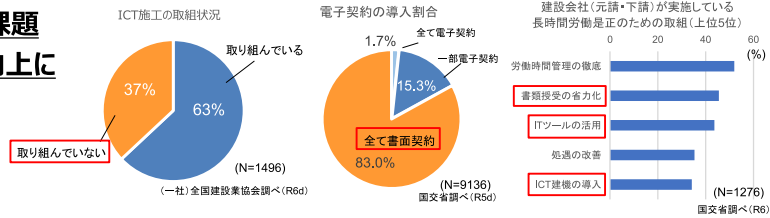
- 【兼務の要件】(全てに適用する必要)**
- ①工事契約(法律)
当該営業所において締結された工事であること
 - ②請負金額(政令)
1億円(建築一式工事の場合は2億円)未満
 - ③兼任現場数(政令)
1工事現場
 - ④営業所と工事現場の距離(省令)
1日で巡回可能かつ移動時間が概ね2時間以内
 - ⑤下請次数(省令)
3次まで
 - ⑥連絡員の配置(省令)
監理技術者等との連絡その他必要な措置を講ずるための者の配置
(土木一式工事又は建築一式工事の場合は、当該建設工事の種類に関する実務経験を1年以上有する者)
 - ⑦施工体制を確認できる情報通信技術の措置(省令)
 - ⑧人員の配置を示す計画書の作成、保存等(省令)
【補足】計画書の参考様式を国土交通省HPにて掲載
 - ⑨現場状況を確認するための情報通信機器の設置(省令)

注: 営業所技術者等が専任現場の職務を兼務する場合に、建設業法26条第3項ただし書(現場技術者の兼務)を併用することは不可

令和6年12月13日施行

背景・課題

- 「地域の守り手」である建設業においては、**担い手確保が喫緊の課題**
- 建設業の持続可能な発展のため、**現場管理の効率化・生産性向上に資する建設業のICT化が不可避**
- 建設分野におけるICT活用に向けた技術開発が進展しつつある一方、建設業のICT化は不十分な現状



第三次・担い手3法

- ①ICT活用による現場管理を努力義務化(特定建設業者・公共工事受注者)
- ②ICT活用による現場管理の下請に対する指導を努力義務化(元請)
- ③ICTを活用した現場管理の指針作成(国)
- ④公共工事でのICT活用に向けての助言・指導等(公共工事発注者)

ICT指針の概要

- 建設業者によるICTを活用した生産性向上策への積極的取組み、ICTを活用した施工管理を担う人材育成が待ったなしの課題
- 特定建設業者はもちろん、その他の建設業者についても、経営規模等に応じたICT化への取組みが不可欠
- 建設業のICT化の実現には、建設業者だけでなく、発注者・工事監理者・設計者等の理解が不可欠
- 建設業者間での共同での新技術の開発・研究の促進による、さらなる技術開発推進が必要
- 工事現場においてICTを活用しやすくなるよう、発注者も通信環境の整備について協力
- i-Construction2.0の推進も含めた建設業全体のICT化を推進し、省力化による生産性向上・建設業の魅力向上を実現

【バックオフィスに関するICT活用のために取り組むべきこと】

- ・ 元請・下請間の書類等のやり取りの合理化
- ・ CCUS、建退共電子申請方式の積極的活用
- ・ 電子契約等の積極的活用

※国・自治体は、公共工事におけるASPの積極的活用、書類の簡素化が必要



【建設現場へのICT導入にあたり、建設業者が留意すべきポイントと事例】

<留意点(例)>

- ✓ 工種・工程・要求精度に見合った最適な機器の選定
- ✓ ICT活用による技術者の兼任制度活用とのシナジー
- ✓ 下請業者等との連携・協働
- ✓ 技術者や技能者の技能向上



【参考】令和7年度の建設Gメンの取組(建設業法令遵守推進本部の活動方針[令和7年度])

- ◆ 昨年6月、改正建設業法が公布され、「労務費の基準」を著しく下回る見積りや契約の禁止など、技能労働者の賃金原資である労務費の確保とその支払いのための新たなルールが整備された。
- ◆ 指値発注などの既存ルールに係る取引実態の調査や改善指導を通じて取引適正化を図りながら、発注者を含めた請負契約の各当事者に対して、新ルールを踏まえた適切な対応、不適当な取引の改善を強く求めていく必要。
- ◆ 発注者、元請、下請に対する調査をより効果的に実施するため、書面調査を通じて把握した疑義情報やホットライン等に寄せられた通報を活用して、違反の疑いがある事案を優先するとともに、不適当な取引行為に対しては引き続き建設Gメンが改善指導等を行い、適正化を図っていく。

建設Gメンによる実地調査

適正な請負代金・労務費の確保

- ✓ 労務費等の見積額が不当な金額となっていないか、請負代金(総価)が不当に低くなっていないか
- ✓ 指値発注など注文者が自己の取引上の地位を不当に利用していないか
- ✓ 受注者がダンピング受注をしていないか
↳ 度重なるダンピング受注等により、賃金にシワ寄せが及んでいるおそれがある場合には、賃金支払の状況についても確認
- ✓ 消費税額を一方的に減額していないか(インボイス関係)

適切な価格転嫁

- ✓ 契約前における受注者から注文者への資材高騰等の「おそれ情報」の通知を実施しているか
- ✓ 労務費や資材価格の高騰等を踏まえた請負代金や工期の変更協議に係る受注者からの申出状況、注文者として変更協議に対応しているか
- ✓ 注文者が、「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」に示された行動指針に基づいて、採るべき行動をとっているか 等

適正な工期の設定

- ✓ 「工期に関する基準」に基づき、受注者は時間外労働の上限規制を遵守した適正な工期による見積を行ったか、また、注文者は当該工期の見積内容を尊重し、受注者による規制違反を助長していないか
- ✓ 工期設定の際の「工期に関する基準」の考慮状況、設定された工期による時間外労働の状況 等

適正な下請代金の支払

- ✓ 手形の割引料等のコストを一方的に受注者の負担としていないか
- ✓ 手形期間が60日を超える「割引困難な手形」(手形となっていないか(発注者の手形期間等も調査))
- ✓ 下請代金のうち労務費相当部分を現金で支払っているか 等

法令遵守に向けたその他の取組

法令違反疑義の収集

- ✓ 「駆け込みホットライン」の周知に加えて、通報者が被通報者により特定されて不利益な取り扱いを受けることがないように、通報者の保護に特に努める

立入検査の実施

- ✓ 違反のおそれを把握した建設業者に対して強制力のある立入検査を実施

建設業取引適正化推進期間

- ✓ 10~12月を「建設業取引適正化推進期間」と位置付け、法令遵守に向けた普及啓発を重点的に実施
- ✓ 建設Gメンも、同期間を「集中月間」と位置付け、とりわけ重点的な取組を実施

関係機関との連携

- ✓ 都道府県労働局等との連携による、「都道府県建設業関係労働時間削減推進協議会」の開催、民間発注者等に対する適正な工期の設定に向けた働きかけ
- ✓ 賃金支払状況の確認や請負代金(総価)に係る不当な行為に対しての措置請求等の取組の実効性を高めるための連携